

免税軽油制度の継続を求める意見書

これまで農家の経営に貢献してきた免税軽油制度が、地方税法の改正によって今年度末で廃止される状況にあります。

免税軽油とは、道路を走らない機械に使う軽油については軽油取引税（１リットル当たり３２円１０銭）を免税するという制度で、農業用の機械（耕耘機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など）や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機など、道路を使用しない機械燃料の軽油は、申請すれば免税が認められてきました。

免税軽油制度がなくなれば、いまでさえ困難な農業経営への負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜、園芸農家をはじめ、農業経営への影響は深刻です。この制度の継続は、地域農業の振興と食糧自給率を向上させる観点からも有効であり、その継続が強く望まれています。

よって、政府におかれては、現行の免税軽油制度を継続するよう要望いたします。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成２３年９月２７日

近江八幡市議会議長 橋 博

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣

} 宛